

「保護具着用管理責任者講習」 開催します

労働安全衛生規則の一部が改正され(令和6年4月1日施行)、化学物質のリスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者に保護具を使用させるときは、『保護具着用管理責任者』の選任が義務化となりました。有効な保護具の選択、保守管理その他保護具に係る業務を担当させることとされています。

また、保護具着用管理責任者の選任要件に該当する者を選任することができない場合は、本講習を受講した者を保護具着用管理責任者として選任するよう求められています。

✓ 開催日程

【12月6日(金)】

以降順次開催予定

✓ カリキュラム (計6時間) ・ 料金

	内容	時間	料金
学科	保護具着用管理	30分	¥ 20,000 (教本代、税込)
	保護具に関する知識	3時間	
	労働災害の防止に関する知識	1時間	
	関係法令	30分	
実技	保護具の使用方法等	1時間	



株式会社PCT 宮城教習所
〒985-0843

宮城県多賀城市明月2-3-1
©PCT Inc. All Rights Reserved.

☎ 022-364-6143

🖨 022-364-6678



「騒音障害防止のための 管理者教育」を開催しています

常時騒音作業に従事する労働者に対し労働衛生教育を実施し、
騒音に対する知識や理解を深めてください。

☑開催日程

【12月10日(火)】

以降順次開催予定

☑カリキュラム（計3時間）・料金

内容	時間	料金
騒音の人体に及ぼす影響	30分	¥ 12,000 (教本代、税込)
適性な作業環境の確保と維持管理	80分	
聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	40分	
関係法令等	30分	



株式会社PCT 宮城教習所

〒985-0843

宮城県多賀城市明月2-3-1

©2022 PCT Inc. All Rights Reserved.

ご予約はこちら



022-364-6143



022-364-6678

騒音障害防止のための

ガイドラインが改訂されています

厚生労働省は2023（令和5年）4月に、「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しています。



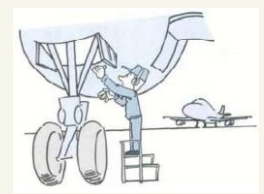
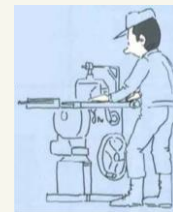
出典元：騒音障害防止のためのガイドライン
概要パンフレット（厚生労働省）

✓ ガイドラインの主なポイント

- 騒音防止障害対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期の健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

✓ 対象となる作業の一例

- 車両系建設機械を用いた掘削作業
- 丸のこ盤を用いた切断作業
- ハンマーを用いた金属打撃作業
- 携帯用研削盤での作業
- インパクトレンチによる作業
- コンクリートブレーカーによる作業
- 動力プレス作業
- チェーンソーを用いた伐採作業
- 空港の駐機場所での作業



イラスト出典元：騒音障害防止のためのガイドライン概要パンフレット（厚生労働省）

**一度失われた聴力は元に戻りません。
適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。**